

石綿を使用した建築物の解体等に関するお問合せ先

労働安全衛生法・石綿障害予防規則に関すること		住所	電話番号	管轄区域
仙台労働基準監督署安全衛生課		仙台市宮城野区鉄砲町1 (仙台第4合同庁舎内)	022-299-9073	仙台市、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市、 富谷市、亶理郡、宮城郡
石巻労働基準監督署		石巻市泉町4-1-18	0225-22-3365	石巻市、気仙沼市、東松島市、牡鹿郡、本吉郡
石巻労働基準監督署(気仙沼臨時窓口)		気仙沼市八日町2-1-11	0226-25-6921	
古川労働基準監督署		大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112	大崎市、加美郡、遠田郡、黒川郡
大河原労働基準監督署		柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
瀬峰労働基準監督署		栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131	登米市、栗原市
大気汚染防止法に関すること		住所	電話番号	管轄区域
宮城県	仙南保健所環境廃棄物班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
	塩釜保健所環境廃棄物班	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5506	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡、黒川郡
	塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班	岩沼市中央三丁目1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡
	大崎保健所環境廃棄物班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡
	石巻保健所環境廃棄物班	石巻市あゆみ野5-7 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡
気仙沼保健所環境廃棄物班	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、本吉郡	
仙台市	環境局環境部環境対策課大気係	仙台市青葉区二日町6-12 (MSビル二日町)	022-214-8222	仙台市
建設リサイクル法に関すること		住所	電話番号	管轄区域
宮城県	大河原土木事務所建築班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3918	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
	仙台土木事務所建築第二班(建築系) // 行政第一班(土木系)	仙台市宮城野区幸町4-1-2	022-297-4348 022-297-4117	名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、 宮城郡、黒川郡
	北部土木事務所建築班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-91-0737	加美郡、遠田郡、栗原市
	東部土木事務所建築班	石巻市あゆみ野5-7 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1151	東松島市、牡鹿郡、登米市
	気仙沼土木事務所建築班	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 (宮城県気仙沼合同庁舎内)	0226-24-2538	気仙沼市、本吉郡
仙台市	青葉区役所	仙台市青葉区上杉1-5-1	022-225-7211 (代表)	青葉区
	宮城野区役所	仙台市宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111 (代表)	宮城野区
	若林区役所	仙台市若林区保春院前丁3-1	022-282-1111 (代表)	若林区
	太白区役所	仙台市太白区長町南3-1-15	022-247-1111 (代表)	太白区
	泉区役所	仙台市泉区泉中央2-1-1	022-372-3111 (代表)	泉区
石巻市	建設部建築指導課	石巻市穀町14-1	0225-95-1111	石巻市
塩竈市	建設部定住促進課	塩竈市本町1-1	022-364-1126	塩竈市
大崎市	建設部建築住宅課	大崎市古川七日町1-1	0229-23-8057	大崎市
廃棄物処理法に関すること		住所	電話番号	管轄区域
宮城県	仙南保健所環境廃棄物班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
	塩釜保健所環境廃棄物班	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡、黒川郡
	塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班	岩沼市中央三丁目1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡
	大崎保健所環境廃棄物班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡
	石巻保健所環境廃棄物班	石巻市あゆみ野5-7 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡
気仙沼保健所環境廃棄物班	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、本吉郡	
仙台市	環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係	仙台市青葉区二日町6-12 (MSビル二日町)	022-214-8235	仙台市

【平成31年3月 宮城県環境生活部環境対策課作成】

建築物の解体等工事を始める前に

～石綿(アスベスト)の事前調査は実施しましたか～

平成26年6月1日から改正大気汚染防止法が施行され、解体等工事における石綿含有の有無に係る調査(以下「事前調査」といいます。)が必要となりました。(法18条の17)

解体等工事前の石綿調査及び結果の説明

- 解体等工事の受注者及び自主施工者は当該工事が特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。)に該当するか否か、石綿の使用状況を調査し、その結果等を公衆の見やすい場所に掲示するとともに、受注者は発注者に対し調査結果及び届出事項を書面で説明することが義務付けられました。

以下の場合を除きます

- ①平成18年9月1日以後に設置工事に着手した建築物等の解体・改造・補修を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等の解体・改造・補修を伴わないもの。
- ②建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修工事に着手した部分の改造又は補修を伴う建設工事で、当該部分以外の改造・補修又は当該建築物等以外の建築物等(平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。)の解体・改造・補修作業を伴わないもの。

- 発注者は調査が適切に行われるよう協力しなければなりません。

事前調査の方法

- 分析、目視、設計図書等の適切な方法で石綿使用の有無について調査を実施して下さい。
詳しくは
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(環境省)
石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(厚生労働省)
等をご参照下さい。

事前調査の結果、石綿使用が認められた場合

- 各種法令等に基づき適切な石綿飛散防止対策を実施して下さい。

石綿含有仕上塗材の除去等作業について

平成29年5月30日付け環境省通知に基づき、建築物等の内外装仕上げに用いられた石綿含有仕上塗材を除去等する際には、仕上塗材の施工方法により、「吹付け石綿」に該当するものとして特定粉じん排出等作業実施の届出及び作業基準の遵守等が必要となりました。

★仕上塗材

- ・ 仕上塗材とは、セメント、合成樹脂などの結合材、顔料、骨材などを主原料とし、主として建築物の内外壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗りなどによって立体的な造形性をもつ模様仕上げる材料です。過去に製造された仕上塗材の中には、石綿が使用されているものがあります。
- ・ 例えば、セメントリシン、樹脂リシン、弾性リシン、セメント系吹付けタイル、吹付けパーライトなどがあります。

※詳しくは、石綿含有仕上塗材の除去等作業を行う場所を管轄する保健所に御相談ください。



砂壁模様(リシン)
(出典: 日本建築仕上材工業会ホームページ)

石綿含有建材の使用例

材料の区分	建築材料の具体例	使用箇所の例(使用目的)
吹付け石綿 【レベル1】	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式) ③石綿含有ひる石吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材	壁、天井、鉄骨 (防火・耐火、吸音性等の確保)
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く) 【レベル2】	①屋根用折版裏断熱材 ②煙突用断熱材	屋根裏、煙突 (結露防止・断熱)
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く) 【レベル2】	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材	ボイラー、化学プラント、焼却炉、 ダクト、配管の曲線部 (保温)
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く) 【レベル2】	①石綿含有耐火被覆材 ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗り材	鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーター (吹付け石綿の代わりとして耐火性能 の確保、化粧目的)

レベル1 (吹付け石綿・石綿含有吹付け材)



吹付け石綿
(鉄骨耐火被覆材)



石綿含有吹付けロックウール
(天井断熱材)



石綿含有パーライト吹付け
(内装材の天井梁型、吸音、仕上げ材)

レベル2 (石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材)



石綿含有断熱材
(煙突用断熱材)



石綿含有保温材
(配管曲線部の保温材)



石綿含有耐火被覆材
(鉄骨の梁などの耐火被覆材)

レベル3 (石綿含有成形板など)



石綿含有ロックウール吸音天井板

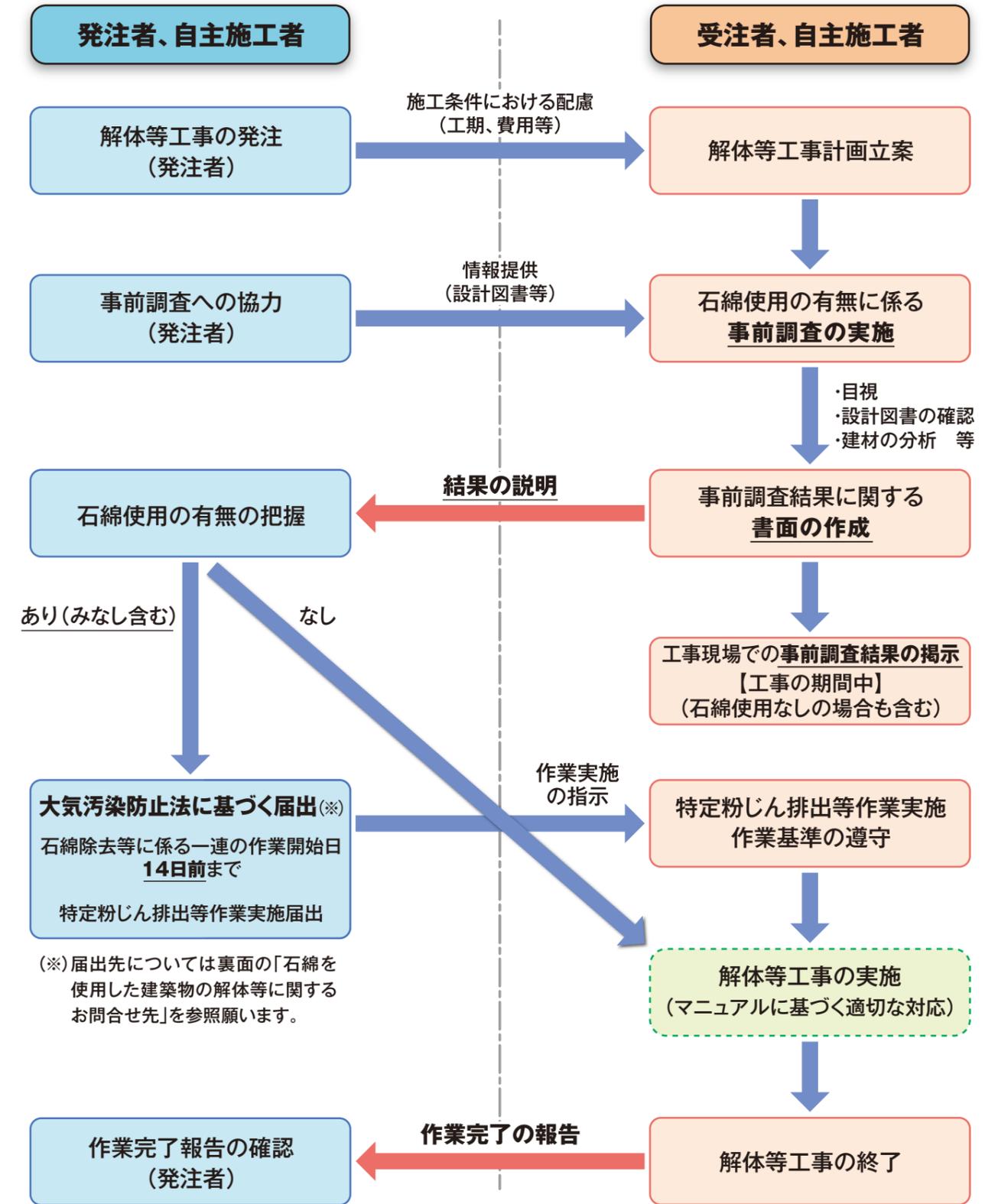


石綿含有住宅屋根用化粧用スレート

写真出典:「目で見えるアスベスト建材(国土交通省)」より

※レベル1~3の区分は大気汚染防止法上の規定ではありませんが、一般的に分類されているものです。

解体等工事実施時の石綿飛散防止に係る一般的な流れ(大気汚染防止法関連)



作業中の事故等により石綿飛散のおそれがある場合は、直ちに作業を中止し、関係機関に連絡して下さい。